

2017年12月8日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

2014年に制定された過労死等防止対策推進法を受け、過労死防止対策大綱が2015年7月に閣議決定され、過労死を防ぐため、国は企業への監督指導を強化しましたが、過労死や過労自殺は後を絶ちません。2016年度のうつ病など「心の病」での労災認定者は498人と過去最高となり、認定者のうち「過労死の危険ライン」とされる月80時間以上の残業をしていた人が181人、160時間以上が52人もいました。また「脳・心臓疾患」での労災認定者は260人で、そのうち月80時間以上の残業をしていた人が234人と9割となり、労災に長時間労働が影響していることはハッキリとしています。

金融機関の職場でも、マイナス金利政策を理由に経営者が総人件費を抑制し、人員削減により長時間過密労働がまん延し、金融リスク商品・カードローンのノルマ販売など過度な営業推進も相まって、パワハラも後を絶たず、職員の健康が心身両面から損なわれ、休職や離職をする職員が増加し、自殺する職員も出るほど職場の状況はますます悪化しています。

2013年4月の高年法改正以降も、定年再雇用者の労働条件の改善は進まず、定年前と同じように働いているにもかかわらず、劣悪な労働条件や新卒並みの低賃金での勤務を余儀なくされています。また、労働契約法が改正されても、ますます増え続けている非正規労働者への差別待遇は依然として残され、雇用不安に脅えている実態もあります。

そのような中で政府は、「働き方改革」と称し労働諸法制の改定をすすめようとしていますが、インターバル規制を見送り、過労死ラインの上限を許容するなど、労働者の命と暮らしを破壊する改悪案となっています。

つきましては金融労働者の労働環境の改善に向けて、下記事項の実現を要請します。

記

1. 労働時間規制を有名無実化する「残業代ゼロ法案」や、解雇の金銭解決制度の導入など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
2. 管理監督者の範囲（昭和52年2月28日基発第105号）を逸脱した「名ばかり管理監督者」として、残業代を支払わないような企業に対し、実効性のある厳格な指導をすること。
3. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
4. 労働基準行政の各専門分野（監督、安全衛生、労災補償）を支える労働基準監督官、厚生労働技官、厚生労働事務官を増員すること。
5. 「労働契約法」の趣旨を踏まえ、非正規労働者に対する正規労働者との賃金および職場環境における差別改善と雇用確保に向けて指導すること。
6. 過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間労働や全てのハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持等について、啓蒙活動に留まらず具体的な施策を講じること。
7. 希望者全員の65歳までの雇用確保と定年再雇用者の劣悪な労働条件の改善に向けて指導すること。
8. 2018年4月から義務化される無期雇用への転換についての啓蒙活動を強化すること。
9. 定年再雇用拒否（渡島信金）、不当解雇（福井信金）による労使紛争を労働者保護の観点から解決をすすめるよう各企業に対し指導すること。

以 上